

平成 15 年 3 月 20 日

横浜市立大学国際文化学部教授会決議

1 市立大学の今後のあり方懇談会による「市立大学の今後のあり方について（答申）」（平成 15 年 2 月 27 日）は、これまでの学部改組の経緯など市立大学における大学改革の実情を正確に把握・分析したうえでの答申となっていない。大学関係の財政状況について民間手法を参照しながら分析する際にも、「累積負債」と表現されたストック資産の評価がなされていない他、市立大学の学生数に応じて国から横浜市に交付される「地方交付税交付金」が算入されているかどうか不明であるなど、基本的な問題点が多い。また、この答申の重点が「地域貢献」や「教育重視」に置かれているにもかかわらず、同懇談会が市民や学生からのニーズ把握の努力をした形跡がない。「改革の具体案」については、例えば、「三学部統合」、「主任教授制」、研究費の原則的カットなど教育研究の質的低下を招くものがあり、再検討を要する。

2 そこで、この答申を市立大学改革に有効に反映させるためには、市立大学の学則にもとづき、大学評議会のもとに「中期目標」および「中期計画」を検討する体制を早急に再編し、そのプロセスを透明化し、地域における外部関係者との協議を実施し、説明責任を果たす必要がある。そのため、市長および学長に対して、以下の措置をとることを提案する。

- (1) 平成 15 年 4 月より、大学評議会のもとに、想定される法人化に伴う「中期目標」を確定するための「中期目標策定会議」を設置する。同会議には、学長・副学長・各学部長・研究科長のほか、大学改革専門家、市議会大学教育委員会、市教育委員会、産業界、市民代表、卒業生や学生代表などの外部委員を入れる。同会議は、あり方懇答申および大学側が準備してきた大学改革戦略会議報告や将来構想委員会答申などを検討して、「中期目標」の最終案を作成し、市長に提示する。市長は 9 月までに「中期目標」を確定する。
- (2) 確定された「中期目標」に従い、平成 15 年 9 月より大学評議会のもとに、「中期計画執行（準備）委員会」を設置し、想定される法人化後の「中期計画」を確定する。なお、「中期計画」の確定にあたっては、パブリックコメントを受け付けるなど、引き続き、透明性の確保、関係者との協議、説明責任の明確化を図る。

以上決議する。